

高速ツアーバス事故を受けた 安全対策強化について

平成24年4月29日、関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、38名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。当該事故を受け国土交通省では、事故対策本部を設置し情報収集等を行うとともに、緊急対策として、過労運転防止のための交替運転者配置基準の明確化・厳格化等を実施したほか、有識者会議における検討結果を踏まえ、平成26年度末までの2年を期間とする「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとした。

「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の主な内容

新高速乗合バスへの移行・一本化

現行の高速ツアーバスについては、平成25年7月末までに、旅客の運送について直接バス事業者として責任を負う新高速乗合バスへの移行を完了し、8月以降は高速ツアーバスとしての運行を認めないこととする。また、移行した事業者に対して、移行後1年間を集中的なチェック期間として、委託者・受託者が一体となった安全管理体制や法令遵守状況等の確認を通じ、安全運行の徹底を図る。

貸切バスの安全性向上

参入時・参入後の安全性チェックの強化

- ・貸切バス事業の許可を受けようとする者に対する審査において、営業所や車庫等の必要な施設が確保されていることの現場確認徹底等を通じて、速やかに参入時の安全性チェックを強化する。
- ・本プランの実施期間内に、貸切バス事業者における法令遵守の意識を高めるため、運転時間等の法令遵守状況を事業者自らが点検し、点検結果を国土交通省へ報告するとともに、国土交通省が結果に基づく指導を実施する（優良事業者に対する点検の免除等を併せて実施する）。
- ・特に悪質な事業者に対しては集中的な監査を行い、事業停止等の厳格な処分を実施する。

安全優先経営の徹底

全ての貸切バス事業者において、経営トップが関与し、組織が一体となった安全管理体制を構築するため、プラン実施後1年以内を目途に、運輸安全マネジメントの実施義務付けを中小事業者へ拡大するとともに、運行開始後の乗務員の体調変化等により輸送の安全確保に支障が生じる恐れがある場合に、運行の継続、中断等の判断を運行管理者が責任を持って行う運行管理体制の強化を実施する。

ビジネス環境の適正化・改善

プラン実施後1年以内を目途として、安全コストが適切に反映された分かりやすい運賃・料金制度へ移行するとともに、その後、書面取引の徹底等を通じて新制度の遵守状況を監視強化を行う。

【政府ホームページ掲載先】

「高速・貸切バスの安全・回復プラン」については、下記ホームページに掲載している。
<http://www.mlit.go.jp/common/000993596.pdf>

その他これまでに実施した緊急対策等

事故後、夏の多客期までに緊急に取り組むべき対策として、平成24年6月に「高速ツアーバス等貸切

高速ツアーバス

旅行者が貸切バスを使って、実態としては高速乗合バスと同様のサービスを旅行商品として提供しているもの。

バスの安全規制の強化について」を決定し、主に以下の緊急対策を実施した。(平成24年7月より実施)

法令遵守の徹底・悪質事業者の排除

高速ツアーバスを運行している全国の貸切バス事業者等に対し緊急重点監査を実施し、監査の結果、重大な違反が疑われる事業者のリストを公表した。

過労運転の防止

長距離・夜間運行を行う高速ツアーバスに対し、ワンマン運行できる時間・距離の上限を定めた「交替運転者の配置基準」を策定した。⁽¹⁾



(1) 基準の遵守状況を確認するため一斉点検を実施

旅行者・貸切バス事業者間の取引環境の整備

旅行者と貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、両者に対し、運送に関する文書の作成・保存を義務付けた。

利用者への情報提供

「高速バス表示ガイドライン」を作成し、利用者が適切な高速バスを選択できる環境を整えるため、旅行者及びバス事業者に対し、利用者が事業者の安全性を確認できるよう、高速乗合バスと高速ツアーバスの別や交替運転者の配置状況などの情報を表示するよう指導している。⁽²⁾



(2) 表示ガイドラインに沿った車外表示の例